

岩手県告示第622号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年10月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社中沢設備
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市山口一丁目2番30号
 - ウ 代表者の氏名 中澤泉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第8781号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年10月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年10月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 上野通信建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第54地割93番地8
 - ウ 代表者の氏名 上野喜久雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第20426号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年9月5日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年10月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社サン・エンジニアリング
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市遠野町30地割55番地4
 - ウ 代表者の氏名 菊池健司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第40249号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年10月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年10月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 熊谷組
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市三関字小沢47番地5レジデンス小沢112
 - ウ 代表者の氏名 熊谷竜樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－5）第70256号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年10月21日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年10月17日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社東北法面工業

イ 主たる営業所の所在地 久慈市川崎町16番27号

ウ 代表者の氏名 熊谷孝一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第140157号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年9月25日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年10月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社大道地工業

イ 主たる営業所の所在地 花巻市中根子字道地8番地

ウ 代表者の氏名 菅野富雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-4)第5496号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年10月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。